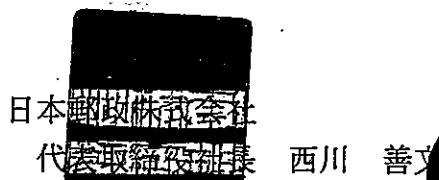


日郵第17-105号
平成18年3月30日

総務大臣
竹中 平蔵 様



日本郵政公社の出資の認可申請に対する日本郵政株式会社の意見の提出

郵政民営化法（平成17年法律第97号）第32条の規定に基づき、平成18年3月24日付で総務大臣から意見聴取のあった日本郵政公社の出資の認可申請について、下記のとおり意見を提出します。

記

郵便事業は、電子メール等情報通信手段の拡大、民間宅配事業者との競争下において、通常郵便物の減少傾向が続いている。

郵便事業会社は、民営化後においても引き続き郵便のユニバーサルサービスの提供義務を負っているが、事業会社として健全な経営状況を維持しつつ、その義務を適切に果たしていくためには、通常郵便物の減少に歯止めをかけつつ、新たな事業への展開が必要であると認識している。

このため、小包の利用拡大の取組みを継続して進めていくとともに、総合物流サービスを提供する一環として国際郵便サービスに加え国際物流事業への事業展開を図り、郵便事業会社が営む事業の一つの柱としていく方向で郵便事業会社の経営戦略を検討している。

郵便事業会社が目指す国際物流事業の方向性は、国際エクスプレスサービス、ロジスティクス等の多様な国際物流サービス、EMS等既存郵便サービスの高度化を考えており、いずれのサービスにおいても物流事業にとって良質な国際輸送手段として自己の航空輸送力を確保することは必要なものと考えている。

したがって、今回日本郵政公社がANA&JPエクスプレス社へ出資することについては、日本郵政株式会社として異存はない。